

北見市立上仁頃小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも起こりうる。いじめは、いじめを受けた子の教育を受ける権利を奪い、将来にわたって傷跡を残すものである。」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることのできる、いじめのない、いじめを決して許さない学校を作るために「北見市立上仁頃小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童同士、児童と教員をはじめとする校内における温かい人間関係を築きます。

○いじめの未然防止や早期発見に努め、適切な指導を行い、いじめに関する問題を解決していきます。

○いじめの未然防止や問題の解決に向けて、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（ネット等を通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

2 「いじめ」の対応

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 「いじめ」を未然に防止するために

＜児童に対して＞

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、マナーやルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業、楽しい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であることなど、命の大切さを道徳の時間やさまざまな指導場面を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・「いじめ」の場面に対して、見て見ないふりをするのは、「いじめ」をしていることにつながることで、「いじめ」を見たら教師や友達などに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ・「いじめ」と感じたことを教師や友達などに知らせることは、未然防止に必要なこ

とであることを指導する。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図ることができるよう、子どもが生き生きと主体的に進める授業を日々実践することに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育を推進するとともに、さまざまな指導場面においてもその充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という教員の強い姿勢を、さまざまな活動場面を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の実態や様子に常に気を配り、細かな変化にも気づく敏感な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からのいじめや心配ごとなどに関する話に対して、親身になって聞く姿勢をもち続ける。
- ・未然の防止に向けた教育相談の在り方、「いじめ」の構造や問題への対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告を速やかに行うとともに、学年や同僚への協力を求め、組織で解決していこうとする意識をもつ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して「いじめは絶対許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査などを定期的実施し（年3回程度）、その結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を計画的に行い、「いじめ」について本校職員の理解と実践力を深める。
- ・全校朝会等の講話を活用し、「いじめは絶対に許されない」ということ、「いじめ」に気づいた時にはすぐ知らせることの大切さを児童に知らせる。
- ・「いじめ」防止に向けての児童会としての取組を奨励する。
- ・校内での「いじめ防止委員会」を中心に、「いじめ」の未然防止に向けての学級づくりや各学級での取組等の研修の機会を設け、組織的に推進し未然防止に努める。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校や家庭・地域、関係機関等との連携が必要であることなど、情報を常に発信し、理解と協力を求めていく。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見に向けて・・・「変化に気づく」>

- ・児童一人一人の様子を担当をはじめ、学校全体で見守り、気づいたことを共有する場を設定する。

- ・変化が見られる、感じられる児童には、教師が積極的に声をかけ、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査教育相談等を活用し、児童の人間関係や学校生活等での悩み事の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられているという児童や保護者の訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が新たな自信や存在感が感じられるような励ましを行うとともに、そのための学級づくりを行う。
- ・「いじめ」に関する相談を受けた教員は、すぐに管理職に報告する。管理職は、早期に「いじめ防止等対策委員会」を開催させ、情報の共有と早期解決に向けての組織的な取組を進めていく。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気づいたり、児童や保護者から相談があったりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、二者の関係ばかりではなく、構造的に問題を捉えていく。
- ・事実関係を把握する際は、「いじめ防止等対策委員会」を中心に、組織的な体制で行っていく。
- ・いじめている児童にたいしては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。
- ・いじめていることがどれだけ相手を傷つけ苦しめていることであるか、気づかせるような指導を行うとともに、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と家庭が連携し合っていくことを伝えていく。

5 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止等対策委員会」を位置付ける。
- ・役割として、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期解決等、いじめ問題の防止や対応に向けた取組を進めていく。
- ・「いじめ」に関する情報や早期解決に向けて等の取組については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の全教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度の取組について、児童や保護者アンケート、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

6 「いじめ対策委員会」について

<構成メンバー>

- ・構成は、教頭、教務、生徒指導部、道徳推進教師、養護教諭、とする。（必要に応じ該

当学年担任を含めたり、関係機関の指導・助言を受ける)

<主な活動>

- ・いじめの実態調査アンケートの実施
- ・教職員のいじめに関する研修の立案・実施
- ・いじめ防止・早期発見早期対応・解決・再発防止について必要な事項

7 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の北見市教育委員会への報告，重大事態発生時の対応等については，法に即して，北見市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・北見市全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから，PTAや地域の会合等において，いじめ問題など健全育成についての話し合いを勧めることを依頼する。

<インターネットを通じて行われるいじめに対する対策>

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが難しいばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化

- ・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。（1）現状把握
- ・対象が児童であり、家庭環境や地域性を考え、インターネットの利用者及び携帯電話の所有者を把握する必要がある。

(2) 学校で行われる対策

- ①ネットトラブル対策の校内組織化「ネットパトロール」
(現在はほとんどネットを利用していないので月に1度程度実施)
- ②情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。～ 道徳の時間・ネットトラブル教室等 ～
- ③携帯電話・スマートフォン等の校内持ち込み禁止

(3) 家庭に対して行われる対策

- ①児童の携帯電話・スマートフォン・PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるように協力を呼び掛ける。(学校便り・入学説明会等)
- ②掲示板やラインへの書き込み等については、校外(家庭等)で行われることが多いことから、参観日等を利用し啓発活動を行う。
- ③保護者向け文書の配布等